



Facebook
YouTube
Instagram

開始しました!!!



当会HP画面からも閲覧可能



YouTube (ユーチューブ)



Instagram (インスタグラム)



Facebook (フェイスブック)

会員の皆様へ幅広い周知活動として、また会員勸奨の一環として各種SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)による広報活動をスタートいたしました。
本会ホームページよりアクセスできます。最新の情報いち早くお伝えすることが可能となります。最新の機会にぜひご利用ください。また、今後どのような情報を載せるか等、ご意見・ご要望も随時お待ちしております。

青色ニュース

令和3年10月号

第52号

当会QRコード一覧



ホームページ



YouTube (ユーチューブ)



Instagram (インスタグラム)



Facebook (フェイスブック)

皆様のチャンネル登録・フォローをお待ちしています。

- 1、新しい広報活動始めました
- 2、インボイス制度について
- 3、青色アプリについて
今後の活動について
事務局利用について
- 4、活動報告
事務局からのお知らせ

(一社) 品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

消費税が変わります インボイス制度の事前登録開始

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」と言います。）が導入されます。

インボイス制度導入後は、消費税の仕入税額控除の要件として一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（以下「インボイス」と言います。）の保存をする必要があります。

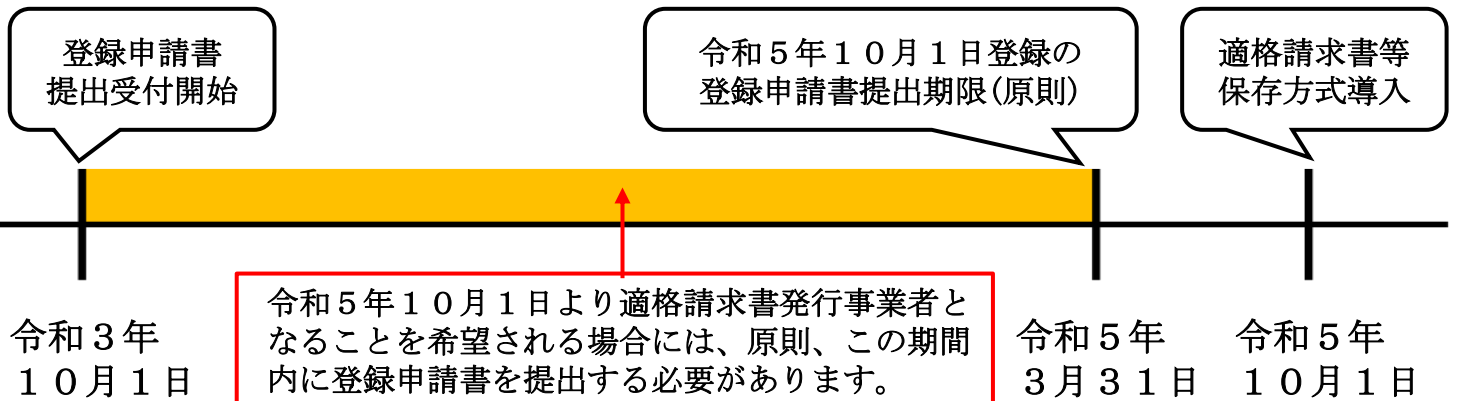
そのため、インボイス制度が導入されると取引先等からインボイスの発行を求められることが考えられ、発行するためには、登録申請書を提出し、「適格請求書発行事業者」として登録しなければなりません。

また、制度施行予定の令和5年10月1日からの「適格請求書発行事業者」になるためには、原則として令和5年3月31日までに登録を行う必要があります。

なお、「適格請求書発行事業者」になると消費税の申告納税義務が発生する等の影響がありますので、インボイス制度の内容や登録申請手続きをより詳しくお知りになりたい場合は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。また、最寄りの税務署又は青色申告会までお問い合わせください。



登録申請のスケジュール



適格請求書等保存方式とは

複数税率に対応したものととして令和5年10月より開始される、仕入税額控除の方式です。
買手が消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。



どんなことが変わるの？

● 売手側

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しの保存も必要です）。

● 買手側

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

請求書

② 御中
11月分 16,400円

① 青色商事(株)
登録番号 T00000000000000

令和××年11月30日

日付	④ 品名	金額
11/1	④ 麺類 ※	2,160円
11/2	野菜 ※	3,240円
11/3	調理器具	11,000円
合計	15,000円 消費税	1,400円
⑤ 8%対象	5,000円 消費税	400円
10%対象	10,000円 消費税	1,000円
	④ ※ 軽減税率対象	

不特定多数者に対して販売を行う一部の業種については、『適格請求書』に代えて、『適格簡易請求書』を交付することができます。

適格請求書（インボイス）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

適格請求書を発行できるのは「適格請求書発行事業者」だけであり、登録を受けていない者が適格請求書又はこれに類する書類を発行すると、罰せられる可能性があります。

適格請求書(インボイス)の主な記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

青色アプリの開始

11月1日より、青色アプリの登録受付を開始いたします。最新情報・会員証・会報等がスマホ一つでいつでも見られる。また、ご家族で共有することもできます。

★使用条件

スマートフォン・PCタブレット

★使える機能

会員証のデジタル化
会報の閲覧
お知らせの掲載

★導入予定の機能

(導入日未定)
来局予約

詳しくは、同封のチラシをご確認ください。



今後の活動について

毎年開催をしておりました「日帰りバス旅行」と「区民セミナー」ですが、昨今の事情を踏まえ、本年も開催を断念いたしました。「青色まつり」・「決算ポイント説明会」・「年末調整地区出張」の開催等につきましては、決定次第ご連絡いたします。

事務局利用について

左記の日は研修会等が予定されているため、予約の削減又は場合によりお待たせする可能性があります。ですので、ご注意ください。

11月15日(月)午後	12月16日(木)午前
11月16日(火)午後	12月17日(金)午後
11月17日(水)午後	12月18日(土)午後
11月18日(木)午後	12月19日(日)午後
11月19日(金)午後	12月20日(月)午後
11月20日(土)午後	12月21日(火)午後
11月21日(日)午後	12月22日(水)午後
11月22日(月)午後	12月23日(木)午後
11月23日(火)午後	12月24日(金)午後
11月24日(水)午後	12月25日(土)午後
11月25日(木)午後	12月26日(日)午後
11月26日(金)午後	12月27日(月)午後
11月27日(土)午後	12月28日(火)午後
11月28日(日)午後	12月29日(水)午後
11月29日(月)午後	12月30日(木)午後
11月30日(火)午後	12月31日(金)午後

陳情・請願活動報告

区長へ陳情

9月6日(月)に、品川区役所におきまして「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」を三瓶副会長より品川区の濱野区長へ、陳情書を手渡しさせていただきました。

濱野区長には公務ご多忙の折、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。



都議会へ請願

この請願書は都内青色申告会全体で運動しており、提出にあたり当会の会員森澤恭子東京都議にご協力いただきました。

また、会員皆様からご協力いただきましたました陳情はがきについても事務局にて取りまとめを行い、森澤都議へお渡しする予定です。

令和3年 9月 9日

東京都議会
議員 三宅しげき 殿

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する請願

【紹介議員】 森澤 恭子 印
印
印

【請願者】
〒140-0004
(住所) 東京都品川区東品川1-1-1
(会名) 一般社団法人品川青色申告会
(ふりがな) いしづか けんいち
(氏名) 会長 石川 秀平 印
(電話) 03-(3)3771-7564

区議会へ請願

8月18日(水)に「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を本会の会員である区議会議員の皆様を紹介議員として品川区議会議長あてに請願書の提出をいたしました。議員の皆様ご協力ありがとうございました。

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(二社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※ 共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※ お引越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※ 氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

② 転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

③ 事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★ 死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要となります。

【廃業された方など】

★ 廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※ 詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★ 慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※ 詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★ 6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★ 車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※ 自転車保険・交通傷害保険取り扱ってあります。